

感染症及び食中毒の防 止及びまん延の防止の ための指針

放課後等デイサービス えーる

放課後等デイサービス えーるきた

放課後等デイサービス えーるいーすと

2024年3月31日 えーる 合同会社

1. 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

指定障害児通所支援施設は、感染症に対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提において、えーる合同会社が運営する放課後等デイサービス（以下「事業所」という）では、感染症の発生やまん延防止に必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、利用児童ならびに職員の安全確保を図る。

2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染症対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(2) 目的

- ① 事業所の課題を集約し、感染対策の指針・計画を定め実践を推進する。
- ② 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる。
- ③ 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- ④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

(3) 委員会の構成員とその役割

委員会の委員長及び構成員は別途規定で定める。必要に応じて事業所職員や法人役員、専門家等に参画を依頼する。又、必要に応じて、保健所に助言を仰ぎ、関係機関等と連携を図っていく。

(4) 感染対策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、年2回（概ね6か月に1回）以上の定期会議を行う。又、感染症が流行する時期等を鑑み必要に必要時に臨時会議を開催する。会議後は結果等を職員に周知する。

3. 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- ① 職員に対する感染対策に関する研修の内容は、感染対策に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであること。
- ② 研修は年1回以上行い、新規採用時毎に実施する。
- ③ 研修の実施内容については、研修資料・出席者等を記録し紙面又は電磁的媒体により保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- ① 感染症の発生状況を把握するために、事業所関連感染及び感染発生の状況の把握を行う。
- ② 感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応ができるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- ③ 発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。
- ④ 関係機関との綿密な連携を図り、再発防止や当該児童及びその家族へのアフターケア等を行う。

5. 感染発生時の対応に関する基本方針

- ① 感染対策マニュアルに沿って、手洗い・消毒・換気等を徹底し、常に感染対策に努める。
- ② 疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。
- ③ 報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。
- ④ 特定の感染症が集団発生した場合、保健所等と連携を図り対応する。

(1) 平常時の対策

- ① 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理）
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。
 - ・キッチン、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努め、定期的に除菌する。
 - ・日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施する。
- ② 支援にかかる感染症対策（標準的な予防策）
 - ・職員の検温・手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用

する。

- ・利用者児童の検温を行い、体調観察を常に意識する。
- ・排泄物や血液・体液の処理時はマニュアルに沿い、衛生管理に努める。

③ 手洗いの基本

- ・手洗いの基本が分かるように、手洗い場に手順を掲示する。
- ・液体せっけんを使用する（固形石鹸は使用しない）
- ・ハンドペーパーを使用する（タオルの使いまわしはしない）

④ 消毒液の適正な使用

- ・アルコールや次亜塩素酸水を用いて除菌する（次亜塩素酸水 1ppm=0.0001%）
- ・手指や人体、口に入れる可能性のある玩具、空間の除菌は 50ppm 以下の次亜塩素酸水を使用する。
- ・キッチン用品やシンクの除菌は 200ppm の次亜塩素酸水を使用する。
- ・嘔吐物処理、トイレ掃除、カビ除菌は 400ppm~500ppm の次亜塩素酸水を使用する。（マスク・手袋を着用する）
- ・消毒液は、利用児童の手の届かない場所に保管する等、保管場所に気を付ける。

(2) 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染拡大を防ぐため、次の対応を図る。

① 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに沿って報告する。

② 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って速やかに対応する。

③ 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関（協力機関、保健所）に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。

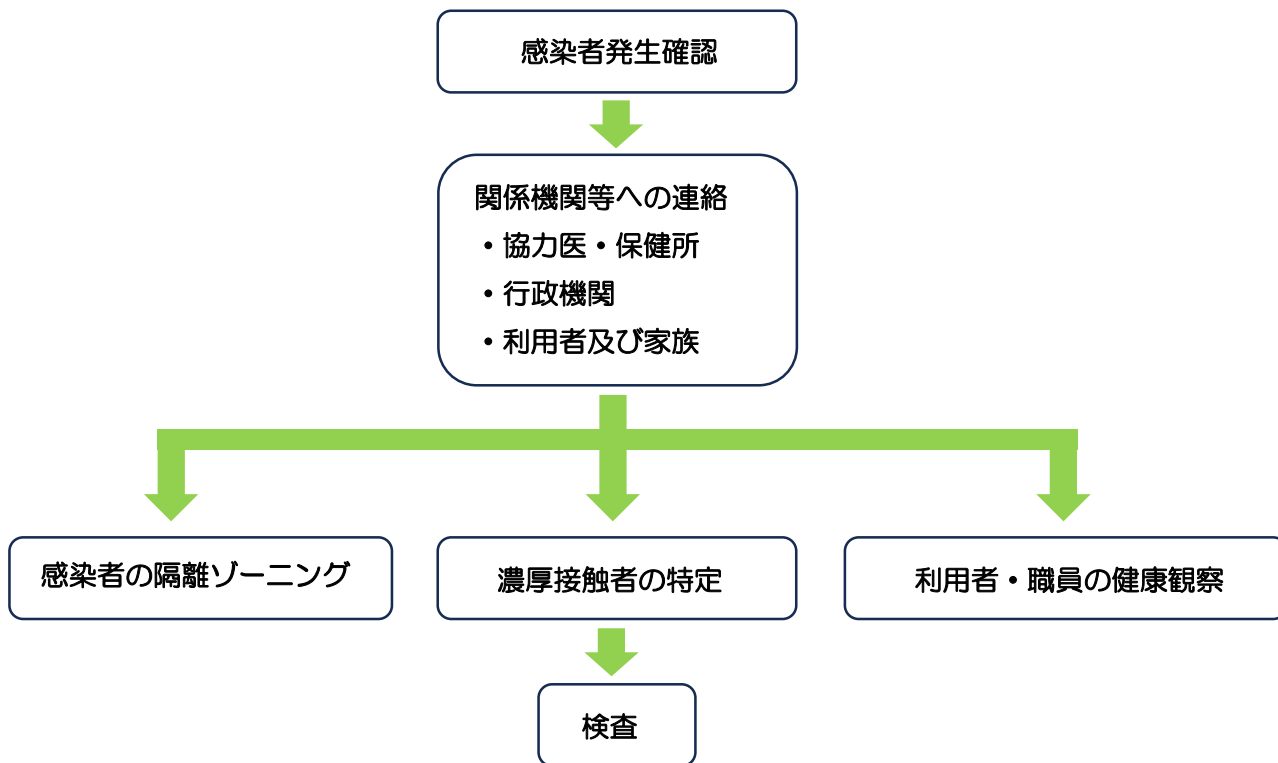
④ 関係者への連絡

関係先と情報共有や連携について対策を講じる。

- ・施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する。
- ・利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する。
- ・相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する。

6. 連絡体制

委員会を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備する。



7. その他感染対策の推進のために必要な基本方針

当該指針は、委員会において定期的に見直しを実施し、必要な改正を行う。
厚生労働省の定める感染対策マニュアルを参照する。

8. 指針の閲覧について

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針は、利用児童及びその家族、職員等が確認できるよう、ホームページに公表する。

附則 この指針は、令和6年3月31日より施行する。